

特定非営利活動法人 未来のつぼみ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 未来のつぼみという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府堺市に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に支部その他の活動拠点を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子ども、保護者、家族、支援者及び地域住民に対して、子育て支援、家庭支援、発達支援、教育支援、相談支援、地域福祉及び地域づくりに関する事業を行うとともに、人材育成及び地域ネットワークの構築を推進し、一人ひとりの個性と可能性が尊重され、安心して育ち、学び、支え合うことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)まちづくりの推進を図る活動
- (4)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5)子どもの健全育成を図る活動
- (6)情報化社会の発展を図る活動
- (7)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ①子ども支援事業
- ②保護者支援事業
- ③親子支援事業
- ④相談支援事業
- ⑤人材育成事業
- ⑥普及啓発事業

- ⑦ペアレント・レーニング事業
- ⑧前各号に附帯又は関連する事業

第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2)賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人又は団体
 - (3)利用会員 この法人の目的に賛同し、この法人が実施する事業を利用するために入会した個人又は家族で次の区分とする。
 - ア プレミアム会員
 - イ スタンダード会員

(入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1)退会届の提出をしたとき。
 - (2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3)継続して1年以上会費を滞納したとき。
 - (4)除名されたとき。

(退会)

- 第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1)この定款等に違反したとき。
 - (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上
- (2) 監事 1 名以上
- 2 理事のうち、1人を代表理事、必要な時に理事会の決議を経て2名以内の副代表理事を置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。
この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。
(1)定款の変更
(2)解散
(3)合併
(4)事業報告及び活動決算
(5)役員の選任又は解任、報酬及び職務
(6)その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
 - (3)第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 やむを得ない理由により総会に行くことができない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。)等の方法により表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
- (2)正会員総数及び出席者数(書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システム等の方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3)審議事項

- (4)議事の経過の概要及び議決の結果
- (5)議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない
 - (1)総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3)総会の決議があったものとみなされた日
 - (4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(機能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2)支部及び活動拠点の設置
- (3)会員制度の運営
- (4)借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。)
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5)入会金及び会費の額
- (6)事務局の組織及び運営
- (7)総会に付議すべき事項
- (8)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (9)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (10)その他法人運営に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)代表理事が必要と認めたとき。
- (2)理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3)第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
 - 3 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム等の方法により表決することが出来る。
 - 4 前2項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

- 第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1)日時及び場所
 - (2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、電磁的方法又はオンライン会議システム等の方法による表決者にあつては、その数を付記すること。)
 - (3)審議事項
 - (4)議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5)議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第38条 この法人の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1)会費及び入会金
 - (2)寄附金品
 - (3)助成金及び補助金
 - (4)事業に伴う収益
 - (5)財産から生じる収益
 - (6)その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は法令に定める事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

- (4)合併
- (5)破産手続き開始の決定
- (6)所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人、公益法人又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、法第 28 条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

(附則)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	生谷直美
理事	寺田篤史
同	高見早苗
同	川田加代
監事	高橋亜津子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- | | | |
|-----------------------|----|-------------------|
| (1)正 会 員:入会金 | 0円 | 会費 6,000円/年間 |
| (2)賛助会員(個人):入会金 | 0円 | 会費 3,000円/年間(一口) |
| (3)賛助会員(団 体):入会金 | 0円 | 会費 10,000円/年間(一口) |
| (4)利用会員(プレミアム会員):入会金 | 0円 | 会費 3,600円/年間 |
| (5)利用会員(スタンダード会員):入会金 | 0円 | 会費 1,800円/年間 |

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 未来のつぼみ

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理 事	いくたに なおみ 生谷 直美		無
理 事	てらだ あつし 寺田 篤史		無
理 事	たかみ さなえ 高見 早苗		無
理 事	かわた かよ 川田 加代		無
監 事	たかはし あつこ 高橋 亜津子		無

設立趣旨書

1 趣旨

近年、少子化や核家族化、地域とのつながりの希薄化などにより、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。子育てに不安や孤立感を抱える保護者が増加する中、発達に特性のある子どもや不登校の子ども、その保護者にとっては、必要な支援や相談先につなぐに難しく、家庭だけで悩みを抱え込んでしまう状況も少なくありません。

また、子どもの健やかな成長には家庭だけでなく、地域、学校、支援機関などが連携しながら支えていくことが重要ですが、必要な情報や支援が十分に届いていない現状があります。保護者が安心して相談できる場や、同じ立場の人とつながり支え合える機会も十分とは言えません。

私たちはこれまで、それぞれの立場において、子育て支援、発達支援、保育、教育、相談支援及び心身の健康支援等に携わってまいりました。その活動を通して、子どもや保護者が抱える課題は一つの専門分野だけで解決できるものではなく、継続的な支援と地域のつながりが必要であることを実感してきました。

また、子どもたちが安心して過ごせる居場所や、保護者同士が学び合い支え合える場の必要性、そして地域全体で子どもの成長を見守る環境づくりの重要性を強く感じてきました。

そこで、子ども支援事業、保護者支援事業、親子支援事業、相談支援事業、人材育成事業及び普及啓発事業を行い、子ども一人ひとりの個性と可能性を尊重しながら、保護者や家族を支え、地域の中で安心して育ち学ぶことのできる環境づくりを推進することを目的として、この法人を設立することとしました。

この法人は、活動の公益性と社会的信頼性を高め、継続的かつ安定的な支援体制を整えるため、特定非営利活動法人として組織基盤を確立し、行政、学校、福祉機関、地域団体等との連携を深めながら事業を推進していきます。

さらに、これらの事業を通じて、地域の中で支え合う仕組みづくりを進め、子どもたちが安心して成長し、保護者が孤立することなく子育てできる地域社会の実現に寄与することをめざします。

2 申請に至るまでの経緯

発起人らは、それぞれ発達支援、保護者支援、ペアレント・トレーニング、保育、教育、相談支援及び心身の健康支援等の分野で活動する中で、子どもや保護者を取り巻く課題の解決には、継続的な支援と地域のつながりが重要であるとの認識を共有するようになりました。

その後、子ども支援、保護者支援及び親子支援を中心とした活動を地域に根付かせ、より継続的かつ安定的に実施するための組織づくりについて協議を重ねてきました。

これらの活動の公益性と社会的信頼性を高め、継続的かつ安定的な支援体制を整えるために NPO 法人化することとしました。

令和 8 年 4 月 設立発起人会を開催

令和 8 年 4 月 NPO 法人設立に向けた協議を開始

令和 8 年 7 月 22 日 設立総会を開催

初年度事業計画書

(成立の日から2027年 3月31日まで)

特定非営利活動法人 未来のつぼみ

I 事業の実施方針

本年度は、子育て中の保護者やその家族が抱える不安や孤立感を解消し、安心して育児に向き合える環境を整えるため、「保護者支援」「親子支援」「相談」「ペアレント・トレーニング」の4つの事業を柱として活動を展開する。大阪・徳島・奈良の各地域における対面での交流会や個別相談、イベントを定期的に開催し、地域に根ざした顔の見える支援を行うとともに、オンラインツールを活用したセミナーや相談窓口を設けることで、より広範なアクセスを可能にする。また、藤井寺市をはじめとする行政や地域社会と連携し、発達障害などの特性を持つ子どもの保護者に対する専門的な講座（ペアレント・トレーニング）を確実に実施し、適切なケアと具体的な関わり方の習得をサポートする。すべての事業を通じ、当事者同士の繋がり（ピアサポート）を育み、家族全体が笑顔で暮らせる社会の実現を目指す。

II 事業の実施に関する事項

(1) 保護者支援事業

【内 容】 保護者交流会、セミナー

【実施場所】 大阪府各所・徳島各所・奈良各所

【実施日時】 大阪・徳島・奈良 交流会1回/月、セミナー11月

【事業の対象者】 子育て中の保護者・家族

【収 入】 59,000 円

- ・ランチ交流会 500円×10人=5,000円
- ・交流会 2,000円×4回×3地域=24,000円
- ・オンラインセミナー3,000円×10人=30,000円

【支 出】 51,100 円

- ・交流会（会議費 1,500円×4回×3地域・賃借料 1,000円×4回×3地域・交通費 800円×12）
- ・セミナー（講師謝金 10,000円・賃借料 1,500円）

(2) 親子支援事業

【内 容】 再利用/不用品フリマ開催・親子クッキング・親子遠足

【実施場所】 大阪府各所・徳島各所・奈良各所（遠足については場所未定）

【実施日時】フリマ：3月、親子クッキング：年4回、遠足：10月

【事業の対象者】親子・家族

【収入】212,000円

- ・フリマ参加費 35,000円
- ・遠足（交通費実費含む）：3,500円×14人×1回=49,000円
- ・親子クッキング参加費：4,000円×8組×4回=128,000円

【支出】147,000円

- ・フリマ（賃借料10,000円・交通費3,500円・消耗品費5,000円）
- ・遠足（交通費21,000円・保険代600円・印刷費500円・入場料28,000円）
- ・親子クッキング（材料費16,000円×4・賃借料3,000円×4・保険600円×4）

(3) 相談支援事業

【内容】子育て中の悩み個別相談

【実施場所】対面（大阪府各所・徳島各所・奈良各所）、オンライン

【実施日時】随時予約

【事業の対象者】子どもの保護者・家族・支援者

【収入】3,000円（3,000円/1h）

【支出】1,000円（賃借料1,000円）

(4) ペアレント・トレーニング事業

【内容】ペアレント・トレーニング講座

【実施場所】藤井寺市パープルホール

【実施日時】

9/25・10/9・10/16・10/30・11/13・11/27・12/18・1/15・1/29・2/12

（全10回 10:00～12:00）

【事業の対象者】藤井寺市民の発達障害のある子どもの保護者

【収入】289,300円（藤井寺市より289,300円）

【支出】229,800円

（講師謝金19,400円×10回・交通費30,800円・資料代500円×10回=5,000円）

初年度活動予算書
成立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人未来のつぼみ
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	0		
利用会員(プレミアム会員)	36,000		
利用会員(スタンダード会員)	18,000		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	21,000		
施設等受入評価益	0		
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4. 事業収益			
保護者支援事業収益	59,000		
親子支援事業収益	212,000		
相談支援事業収益	3,000		
ペアレント・トレーニング事業収益	289,300		
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計	668,300		668,300
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
(2) その他経費	0		
人件費計	0		
会議費	18,000		
旅費交通費	64,900		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
印刷製本費	5,500		
賃借料	36,500		
謝金	204,000		
材料費	64,000		
支払保険料	3,000		
消耗品費	5,000		
支払手数料	28,000		
その他経費計	428,900		
事業費計		428,900	
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
(2) その他経費	0		
会議費	14,000		
旅費交通費	19,900		
減価償却費	0		
支払利息	0		
通信費	61,500		
消耗品費	20,000		
印刷製本費	25,000		
支払手数料	5,000		
その他経費計	145,400		
管理費計		145,400	
経常費用計			574,300
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			94,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			94,000

翌年度事業計画書

(2027年4月1日から 2028年3月31日まで)

特定非営利活動法人 未来のつぼみ

I 事業の実施方針

本年度は、前年度に築いた「保護者支援」「親子支援」「相談」「ペアレント・トレーニング」の4つの柱をベースに、活動のさらなる定着と地域社会との連携強化を図る。

大阪・徳島・奈良・高知の各地域における対面での交流会や個別相談、各種イベントを年間を通じて安定的に継続開催し、地域に根ざした「顔の見える切れ目のない支援」をより確固たるものにする。また、オンラインツールを日常的に活用することで時間や場所に縛られない相談・情報発信の場を拡大する。

さらに、藤井寺市をはじめとする行政や地域社会、専門機関とのネットワークをより強固にし、発達障害などの特性を持つ子どもの保護者を対象とした専門的な講座（ペアレント・トレーニング）を安定的・継続的に実施する。当事者同士の繋がり（ピアサポート）をさらに深め、孤立を防ぐとともに、家族全体が笑顔で暮らし、地域全体で子どもを育む社会の実現を推進していく。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 子ども支援事業

【内 容】子どもたちへのソーシャルスキルトレーニング、コミュニケーションのスキルが学べる子どもスクールの開催・性教育プログラムの実施

【実施場所】大阪府各所・徳島各所・奈良各所

【実施日時】大阪・徳島・奈良

【事業の対象者】プレミアム会員の子ども

【収 入】550,000 円

・子どもスクール (5,000 円×10 人×10 回=500,000 円)

・性教育プログラム (5,000 円×10 人=50,000 円)

【支 出】218,000 円

・子どもスクール (賃借料 1,500 円×10 回=15,000 円・材料 500 円×10 人×10 回=50,000 円・ボランティア交通費 500 円×3 人×10 回=15,000 円・保険代 600 円×10=6,000 円・謝金 1 名×10,000 円×10 回=100,000 円)

・性教育プログラム (謝金 30,000 円・印刷費 2,000 円)

(2) 保護者支援事業

【内 容】

ランチ会（年1回各地域で実施、計4回）

地域交流会（対面で4地域年8回実施 計32回）

保護者向けセミナーの開催

【実施場所】 大阪府各所・徳島各所・奈良各所、高知各所、およびオンライン

【実施日時】 ランチ会（年各所1回 計4回）、対面交流会（4地域・各所年8回 計32回）
セミナー（年2回）

【事業の対象者】 子育て中の保護者・家族

【収 入】 144,000 円

- ・ランチ会（500 円×10 人×4 回=20,000 円）
- ・地域交流会（200 円×10 人×32 回=64,000 円）
- ・セミナー（2 時間 3,000 円×10 人×2 回=60,000 円）

【支 出】 128,600 円

- ・ランチ会は実費で賄うので0円
- ・地域交流会（会議費 1,500 円×32 回=48,000 円 賃借料 1,000 円×32 回=32,000 円
交通費 800 円×32 回=25,600 円）
- ・セミナー（謝金 10,000 円×2 回=20,000 円 賃借料 1,500 円×2 回=3,000 円）

(3) 親子支援事業

【内 容】 不用品を販売するフリマ・親子クッキング・親子遠足

【実施場所】 大阪府各所・徳島各所・奈良各所（遠足については近隣の公園・施設等を予定）

【実施日時】 不用品フリマ：春（5 月）・秋（10 月）の年 2 回、親子クッキング：年 4 回、遠足：10 月

【事業の対象者】 親子・家族

【収 入】 247,000 円

- ・フリマ参加費（35,000 円×2=70,000 円）
- ・親子クッキング参加費（4,000 円×8 組×4 回=128,000 円）
- ・遠足参加費（3,500 円×14 人×1 回=49,000 円）

【支 出】 165,500 円

- ・フリマ（賃借料 10,000 円×2 回=20,000 円・備品 5,000 円×2 回=10,000 円）
- ・親子クッキング（賃借料 3,000 円×4 回=12,000 円・材料費 2,000 円×8 組×4 回=64,000 円・保険代 600 円×4 回=2,400 円）
- ・遠足（保険代 600 円・印刷費等 500 円・施設入場料等：2,000 円×14 人=28,000 円
交通費 28,000 円）

(4) 相談支援事業

【内 容】 子育て中の悩み個別相談（対面およびオンライン）

【実施場所】 対面（大阪府各所・徳島各所・奈良各所）、オンライン

【実施日時】 随時予約（通年受付）

【事業の対象者】子どもの保護者・家族・支援者

【収入】15,000 円（相談単価 3,000 円×5 回=15,000 円）

【支出】5,000 円（賃借料 1,000 円×5 回=5,000 円）

(5) 人材育成事業

【内容】ペアレント・トレーニングトレーナー研修・療育整体

【実施場所】対面（大阪府各所・徳島各所・奈良各所）、オンライン

【実施日時】ペアレント・トレーニングトレーナー研修は2日間 10:00～17:00

療育整体は内容により3時間30分～1日

【事業の対象者】ペアレント・トレーニングをトレーナーとして実施したい方・療育整体を実施したい方

【収入】60,000 円

・ペアレント・トレーニングのトレーナー研修（10,000 円×5 人=50,000 円）

・療育整体（会場代 500 円×20 人=10,000 円）

【支出】53,000 円

・ペアレント・トレーニングトレーナー研修（謝金 40,000 円・印刷費 5,000 円）

・療育整体（賃借料 400 円×20 回=8,000 円）

(6) 普及啓発事業

【内容】映画上映

【実施場所】大阪

【実施日時】全3回 10:00～12:00 / 13:00～15:00 / 18:00～20:00

【事業の対象者】子どもの保護者・家族・支援者

【収入】140,000 円

・映画（チケット代 2,800 円×50 人=140,000 円）

【支出】130,800 円

・映画（放映権 100,000 円・賃借料 30,000 円・映画フライヤー代 800 円）

(7) ペアレント・トレーニング事業

【内容】ペアレント・トレーニング講座（全10回連続講座）

【実施場所】藤井寺市パープルホール、オンライン・松原市松原テラス

【実施日時】5月～翌年3月（全10回 10:00～12:00）

【事業の対象者】藤井寺市民・松原市民を中心とした発達障害のある子どもの保護者・支援者

【収入】525,200 円

（藤井寺市 289,300 円+松原市 235,900 円）

【支出】435,730 円

（謝金 364,000 円・テキスト印刷代 13,030 円・交通費 55,600 円・通信費 3,100 円）

翌年度活動予算書
2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人未来のつぼみ
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	60,000		
賛助会員受取会費	0		
利用会員(プレミアム会員)	144,000		
利用会員(スタンダード会員)	72,000		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	80,000		
施設等受入評価益	0		
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4. 事業収益			
子ども支援事業収益	550,000		
保護者支援事業収益	144,000		
親子支援事業収益	247,000		
相談支援事業収益	15,000		
人材育成事業収益	60,000		
普及啓発事業収益	140,000		
ペアレント・トレーニング事業収益	525,200		
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計	2,037,200		2,037,200
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	48,000		
旅費交通費	124,200		
通信費	3,100		
減価償却費	0		
支払利息	0		
印刷製本費	21,330		
賃借料	125,000		
謝金	554,000		
材料費	114,000		
支払保険料	9,000		
消耗品費	10,000		
支払手数料	128,000		
その他経費計	1,136,630		
事業費計		1,136,630	
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	23,800		
旅費交通費	12,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
通信費	61,500		
消耗品費	34,000		
印刷製本費	20,000		
支払手数料	5,000		
その他経費計	156,300		
管理費計		156,300	
経常費用計			1,292,930
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			744,270
前期繰越正味財産額			94,000
次期繰越正味財産額			838,270